

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A
- (2) 電波の型式及び周波数
- (3) 識別信号
- (4) 空中線電力
- (5) B
- ② ①の予備免許を受けた者は、 C を変更しようとするときは、あらかじめ D なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

A	B	C	D
1 工事落成の期限	運用義務時間	工事設計、電波の型式、周波数又は空中線電力	総務大臣の許可を受け
2 工事着手の期限	運用許容時間	工事設計、電波の型式、周波数又は空中線電力	総務大臣に届け出
3 工事着手の期限	運用義務時間	工事設計	総務大臣に届け出
4 工事落成の期限	運用許容時間	工事設計	総務大臣の許可を受け

A－2 海上移動業務の無線局の工事落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。

A－3 義務船舶局等の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第9項に規定する船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

A－4 船舶局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- 2 船舶局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 4 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A－5 受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督に関する次の記述のうち、電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- 2 電波法第29条（受信設備の条件）に規定する受信設備の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。（注）
注 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- 3 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるとときは、その設備の所有者又は占有者に対し、3箇月以内の期間を定めてその設備の使用の禁止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるとときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

A－6 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動帯域における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える搜索救助用位置指示送信装置

A－7 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（注2）は、次の(1)又は(2)に掲げる者でなければ行ってはならない。

(1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる A

(2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの

ア (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者

イ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者

注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次の(1)及び(2)のとおりとする（注3）。

注3 航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 次のアからウまでに掲げる船舶の義務船舶局の B であって、 C が可能なもの

ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）

イ 旅客船及び漁船（注4）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数 D 未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）

注4 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数 D 以上のものを除く。以下同じ。

ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）

(2) (1)のアからウまでに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は電波法施行規則第12条第6項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

A	B	C	D
1 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備及び中短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	500トン
2 無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの	超短波帯の無線設備及び中短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	500トン
3 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	300トン
4 無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	300トン

A－8 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 海岸局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを自局の付近にある海岸局に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－9 GMDSS（注1）の下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件等に関する次の記述のうち、STCW条約（注2）（改正を含む。）の附属書第4章第4－2規則（GMDSSの下での無線通信士の資格証明のための最小限の要件）及びコードA部（STCW条約の附属書の規定に関する強制基準）の第4章（無線通信士に関する基準）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

注1 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度
注2 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

- 1 GMDSSに参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則に基づき主管庁が発給し、又は承認したGMDSSに係る適当な証明書を受有しなければならない。
- 2 SOLAS条約（注3）（改正を含む。）により無線設備を備えることが要求される船舶において業務を行うため、STCW条約の附属書第4章第4－2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。
 - (1) 18歳以上であること
 - (2) 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWコードA部第4－2節に規定する能力の基準を満たすこと。

注3 海上人命安全条約

- 3 GMDSSに参加することを要求される船舶において遭難通信、緊急通信及び安全通信の任務を担当し、又は遂行する者に最小限要求される知識、理解及び技能は、承認された海上履歴に基づくものでなければならない。
- 4 無線通信規則に定める各証明書を得るために要求される知識は、当該無線通信規則に基づくものでなければならない。
- 5 GMDSSの下での無線通信士の資格証明のために最小限要求される知識、理解及び技能は、無線通信士が自己の無線通信の任務を行うのに十分なものでなければならない。

A－10 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより他の無線局又は総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－11 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、 A における人命の安全に関するすべての電気通信並びに B に関する C に対し、
 D 優先順位を与えない。

A	B	C	D
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な電気通信	絶対的
2 異なる国相互間	国際赤十字活動	特別に緊急な電気通信	可能な範囲で
3 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての電気通信	可能な範囲で
4 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	すべての電気通信	絶対的

A－12 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、 A の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも B の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。 C のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 D を示すものとする。

	A	B	C	D
1	2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
2	2分間	2分間	通報の送信	受けている混信の度合い
3	1分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い
4	1分間	3分間	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
5	1分間	2分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い

A－13 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 B 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 C
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 D 、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

	A	B	C	D
1	遭難通信	2,174.5kHz	156.525MHz	2,177kHz
2	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.3MHz	2,182kHz
3	遭難通信	2,187.5kHz	156.525MHz	2,182kHz
4	遭難通信又は緊急通信	2,174.5kHz	156.525MHz	2,177kHz
5	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.3MHz	2,177kHz

A-14 次の記述は、安全呼出し等について述べたものである。無線局運用規則（第96条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「 A 」又は「 B 」を3回送信して行うものとする。
- ② 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「 A 」又は「 B 」を3回送信して行うものとする。
- ③ ②の安全通報は、 C するものとする。ただし、安全通報であって D に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ④ ②の安全通報には、通報の E を附さなければならない。

	A	B	C	D	E
1	パン パン	警報	その通報を入手した直後から送信	特定の相手方	出所及び日時
2	パン パン	安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	一定の時刻	種類及び重要度
3	セキュリテ	安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	特定の相手方	種類及び重要度
4	セキュリテ	警報	その通報を入手した直後から送信	一定の時刻	出所及び日時
5	パン パン	警報	海岸局又は船舶の責任者の命令により送信	一定の時刻	種類及び重要度

A-15 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には同じ字句が入るものとする。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。
 - (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者に該当する者であること。
 - (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により業務に従事することを C され、その処分の期間が終了した日から D を経過していない者であること。
 - (3) 主任無線従事者として選任される日以前 E において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が D に満たない者であること。

	A	B	C	D	E
1	罰金以上	2年	停止	3箇月	5年間
2	罰金以上	6箇月	制限	6箇月	3年間
3	懲役又は禁錮	6箇月	停止	3箇月	5年間
4	懲役又は禁錮	2年	停止	6箇月	3年間
5	罰金以上	6箇月	制限	6箇月	5年間

B－1 海上移動業務の無線局の聴守義務（注）に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

注 総務省令で別に定める場合を除く。

- ア 海岸局であって、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- イ F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局は、航行中常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- ウ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 2,187.5kHz又はF2B電波 156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- エ 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、聴守をしなければならない。
- オ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局であって、F1B電波 4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの指定を受けているものは、できる限り常時、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な二の周波数で聴守をしなければならない。

B－2 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを ア に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して イ により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 ウ 通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、 エ で聴守を行わなければならない。
- ④ 船舶局は、③により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答も認められないときは、 オ 、かつ、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- ⑤ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、 エ で聴守を行わなければならない。

- | | |
|---|------------------|
| 1 その船舶の責任者 | 2 遭難通信責任者 |
| 3 短波帯以外の周波数の電波 | 4 短波帯の周波数の電波 |
| 5 これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に | 6 当該遭難警報を適当な海岸局に |
| 7 当該遭難警報を受信した周波数 | |
| 8 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）の無線電話の周波数 | |
| 9 これを適当な海岸局に通報し | |
| 10 通信可能な範囲内にあるすべての無線局にこの遭難警報を中継し | |

B－3 次の記述は、総務大臣に対する報告（注）について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第27条の18第1項の登録を受けた者が行うものを除く。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
- (1) ア を行ったとき。
- (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、 イ とき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、 エ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあっては、 オ ときに限り、安全通信にあっては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 3 当該外国の主管庁による無線局の検査を受け、検査の結果について指示を受け相当な措置をした | |
| 4 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた | |
| 5 無線通信の円滑な疎通 | 6 無線通信の秩序の維持 |
| 7 免許人 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した | 10 当該通報を発信した |

B－4 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備付けを要するものを1、要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ 海岸局及び特別業務の局の局名録

B－5 GMDSS（注）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- ア GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- イ GMDSSにおいて聴守の責任を負う海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を行わなければならない。
- ウ 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- エ 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8 MHz（VHFチャネル16）及び156.65 MHzで聴守を維持しなければならない。
- オ 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。